

## 年少者の除染作業防止等の協力要請を行いました



(栃木県建設業協会・建設業労働災害防止協会栃木支部の渡邊会長（兼支部長）ほか協会役員の皆様へ要請する堀江労働局長）



(栃木県県民生活部原子力災害対策室の伊藤室長に要請する西本監督課長)



(栃木県教育委員会事務局の稲葉補佐に要請する西本監督課長)

栃木労働局は12月の下旬にマスコミ報道された県内の高校生のアルバイトによる除染作業問題を受け、関係する団体（栃木県建設業協会、建設業労働災害防止協会栃木支部ほか県内の建設関係団体）、栃木県、栃木県教育委員会に対し、年少者の除染作業防止のための関連法令・ガイドラインの周知・注意喚起の協力要請を改めて行いました。

(除染作業等行う事業主の皆様へ・リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-2.html>

(除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-1.html>

1月8日に当局において堀江労働局長から栃木県建設業協会、建設業労働災害防止協会栃木支部の渡邊会長（兼支部長）ほか協会役員の皆様に対し、年少者の除染作業防止のための関連法令・ガイドラインの周知・注意喚起と労働災害防止について協力要請を行いました。

また、1月13日には、西本監督課長が栃木県庁、栃木県教育委員会へそれぞれ訪問し、除染作業の発注部門から受注業者に対する年少者の除染作業防止のための関連法令の周知・注意喚起、県内の公立・私立高等学校に対して年少者の除染作業防止のための関連法令の周知・注意喚起に関する協力要請を行いました。

高校生等の満18歳未満の年少者は、年少者の健康、福祉確保の観点からその就業に様々な制限を設けています。

(高校生等を使用する事業主の皆様へ・リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-8a.pdf>

またこれ以外にも県内の汚染状況重点調査地域に指定されている8市町に対し、除染の受

注業者等に、年少者の除染作業防止のための関連法令の周知・注意喚起に関する協力要請を管轄する各労働基準監督署が行う予定です。栃木労働局は、今後とも年少者の健康、福祉確保の観点から年少者の就業制限の周知・徹底に努めてまいります。

※年少者の就業制限についてご不明な点がございましたら最寄りの各労働基準監督署又は栃木労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。